学部生のための臨床発達心理士資格の紹介

1. 臨床発達心理師(Clinical Developmental Psychologist)資格とは

* 発達的観点に基づいたアセスメントと支援を特徴とした心理士資格で、臨床発達心理士認定運営機構(日本発達心理学会・日本感情心理学会・日本教育心理学会・日本パーソナリティ心理学会による学会連合)が2002年より資格認定を行っている。
* 本資格を申請できるのは、➀発達心理学隣接諸科学の大学院修士課程修了(見込)者、➁教育・福祉・医療・保健・司法・矯正等、発達支援に携わる現職者、➂大学等勤務の研究者、➃公認心理師有資格者である。
* 申請条件としては、➀指定科目を大学院で単位取得するか、➁発達心理学隣接諸科学を専攻し、本機構資格認定委員会が主催する資格取得講習会に受講することや臨床経験等が求められる。

1. 臨床発達心理士の働きと場（＝職域）について

* 現在すでに実質的に発達支援の活動が行われている乳幼児期を中心とした職域と、他の心理専門職種との連携によって、より効果的に発達支援が可能になると考えられる職域、それに今後、活動の場として期待されている、生涯発達の観点からの成人・老人に対する職域がある。なお、これら全ての職域において、他の専門職種（医師、保健師、言語聴覚士、作業療法士、保育士、教諭等）との連携が不可欠である。

1. 乳幼児期の発達・生活支援の場や活動

乳幼児期における、保健センターでの健診や発達相談の担当者や、保育所・幼稚園・認定こども園での発達に特別なニーズをもつ子ども（いわゆる「気になる」子や、被虐待児、障害児保育を受けている発達障害児等）への発達支援担当の教諭・保育士・巡回指導員、幼稚園・保育所での子育て支援事業担当者、発達支援センター、通園施設・リハビリテーションセンター等での評価・療育の心理担当者・指導員、周産期および小児の医療の場における心理担当者・医師、大学・研究所・民間クリニックの心理担当者・指導員等が挙げられる。

1. 児童期・青年期の教育・発達支援の場や活動

学校教育では、通常学級での特別なニーズをもつ子どもへの発達支援を行う教諭や特別支援教育コーディネーター、保健室で発達支援を行う養護教諭、特別支援学級や通級指導教室の教諭、特別支援学校の教諭、スクールカウンセラー、病院内学級教諭、教育センター・教育相談所（教育委員会）の心理担当者、適応指導教室の相談員・心理担当者等が挙げられる。

社会教育・その他では、フリースクールの指導員、学童保育・社会教育の支援員・指導員、児童養護施設の指導員・心理担当者、児童相談所の心理担当者、児童福祉司、児童自立支援施設の支援員・指導員・心理担当者、児童心理治療施設の指導員・心理担当者、少年院の法務教官・心理担当者、家庭裁判所の調査官また発達支援・子育て支援関係のＮＰＯの心理担当者等が挙げられる。

これらは、臨床心理士や学校心理士等、視点の異なる他の心理専門職種との連携によって、より効果的な発達支援が可能となる職域である。

1. 成人期・老年期の福祉・生活支援の場や活動

　社会の高齢化に伴い、今後、生涯発達心理学の観点から成人期・老年期の発達支援に関する専門職域の開発が期待される。

　リハビリテーションセンター・障害者相談支援センター、就労指導や職業リハビリテーションの場、障害者施設、老人施設、療養型病床群（老人病院）、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム等の相談員、心理担当者が挙げられる。

　また、退職前教育、ホスピス、親業教室（母親教室、父親教室）、祖父母教室等での貢献も期待される。

1. 申請の仕方について
2. 申請の仕方には４つのタイプがある。

タイプⅠ　　　発達心理学隣接諸科学大学院修士課程在学中または臨床経験3年未満

タイプⅡ－1　3年以上の臨床経験があり、発達心理学隣接諸科学・大学院を修了している。

タイプⅡ－2　4年以上の**臨床経験**があり、**発達心理学隣接諸科学・学部を卒業**している。

タイプⅢ　　　大学や研究機関で研究職をしている。

タイプⅣ　　　公認心理師資格を取得している。

1. 「発達心理学隣接諸科学」の大学院・学部は、以下のとおりである。

**表1.　発達心理学隣接諸科学の範囲**

|  |
| --- |
| 発達心理学、**心理学**  教育学、障害児教育学、幼児教育学、保育学、児童学、児童文化学  福祉学、社会福祉学  小児科学、老年学、医学、リハビリテーション学、看護学、発達障害学  保健体育学、体育心理学、スポーツ健康科学  人間学、応用人間科学、（心理学的）コミュニケーション学  人間社会学、社会学 |

＊学部(4年制)については、➀**公益社団法人日本心理学会が認定する「日本心理学会・認定心理士」を取得している場合**、➁教育職員免許状1種(1級)を取得している場合、は「表1.　発達心理学隣接諸科学の範囲」に適応する学問領域にかかわらず、また短期大学を卒業した方でも発達心理学隣接諸科学学部(4年制)卒業と認められる。

1. 「臨床経験」に含まれる仕事の種類について

* 臨床歴は、表2.に記載される臨床発達心理にかかわる経験が必要である。

**表2.　臨床発達心理に関連する臨床経験の種類**

|  |
| --- |
| 乳幼児期の発達・生活支援の場や活動 |
| 保健所等での健診・発達相談（心理・保健師）  乳児院（保育士、看護師、心理）  幼稚園・保育所等での保育（教諭、保育士、保育カウンセラー）  保育園・保育所等での発達相談・子育て・子育て支援関連職  統合保育での巡回相談（心理）  通園施設・リハビリテーションセンター等での評価・療育（心理、指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）  周産期および小児の医療（心理、指導員）  母子支援施設  大学・研究所のクリニック（心理、指導員）  その他資格認定委員会が認めたもの |
| 児童期・青年期の教育・生活支援の場や活動 |
| 通常学級での特別なニーズをもつ子どもへの対応（教諭、特別支援教育コーディネーター）  保健室（養護教諭）  痛旧指導教室（教諭）  特別支援学級・特別支援教室（教諭）  特別支援学校（教諭、自立活動担当教諭）  病院内学校（教諭）  スクールカウンセラー（心理）  教育センター・教育相談所（教育委員会）（心理）  適応指導教室（相談員、心理）  フリースクール（教員、指導員）  学童保育、社会教育（支援員、指導員）  放課後等デイサービス（指導員）  養護施設（指導員、心理）  児童相談所（心理、児童福祉司）  児童自立支援施設（旧教護院）（指導員）  少年院（法務教官、心理）、家庭裁判所（調査官）  発達支援・子育て支援関係NPO（心理）  大学・研究所のクリニック（心理、指導員）  その他資格認定委員会が認めたもの |
| 成人期・老年期の福祉・生活支援の場や活動 |
| 障害者施設（指導員、心理）  老人施設・療養型病床群（老人病院）、老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム（心理、介護福祉士、相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ケア・マネージャー）  退職前教育  ホスピス（心理）  親業教室（母親教室、父親教室）、祖父母業教室  大学・研究所のクリニック（心理、指導員）  その他資格認定委員会が認めたもの |

＊タイプⅡ－2の場合は、上記に該当する種類の仕事に就いて**4年以上の臨床経験が必要**となる。

1. 申請のために満たしておく必要がある要件
2. **発達心理学隣接諸科学部(4年制)を卒業している。**

＊札幌学院大学心理学部を卒業する。

＊日本心理学会・認定心理士を卒業時に申請して取得する。

1. **4年以上の臨床発達心理に関する臨床経験を有する。**

＊表2.に該当する就職先の職種につき、4年以上勤務する。

1. 臨床発達心理士認定運営機構が指定する5つの指定科目のうち、**4科目(1科目4単位「臨床発達心理学の基礎に関する科目」と「臨床発達支援の専門性に関する科目」を必ず含めること)以上の単位を➀大学院の科目等履修生制度、➁臨床発達心理士認定運営機構が開催する「指定科目取得講習会」で取得**、している。

＊指定4科目以上の単位取得は、臨床経験4年間を積む間に受講しておく。

＊5つの指定科目とは、以下のとおりである。

**表3.　5つの指定科目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定科目（単位数） | | タイプⅡ－2 |
| 臨床発達心理学の基礎 | （4単位） | 必修（４単位） |
| 臨床発達支援の専門性 | （4単位） | 必修（４単位） |
| 認知発達とその支援 | 発達の基礎（2単位） | 選択  2科目  (8単位) |
| 支援（2単位） |
| 社会・情動発達とその支援 | 発達の基礎(2単位) |
| 支援(2単位) |
| 言語発達とその支援 | 発達の基礎(2単位) |
| 支援(2単位) |

1. 資格審査方法について
2. 学部を卒業し、認定心理士を申請し、4年間の臨床経験を積みながら、指定科目の要件を満たす。
3. 書類の受付　受験年度の8月初旬から中旬
4. 一次審査（書類審査＋筆記試験（＋臨床経験報告書）もしくは事例報告書）

* 受験者は、筆記試験受験か、事例報告書の提出、のどちらかを選択できる。
* 筆記試験を選択した受験者は、「臨床経験報告書」の提出が必要となる。
* 結果通知11月中旬

1. 二次審査（口述審査）　12月初旬
2. 合格　12月下旬
3. 資格認定　翌年2月下旬

* 臨床発達心理士資格は、臨床心理士資格と同様に5年毎の更新が必要となる。

詳細は、一般社団法人臨床発達心理士認定運営　機構が発行する「臨床発達心理士　認定申請ガイド」および同Ｗｅｂサイト(https://www.jocdp.jp/)を　参照ください。